

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年11月11日（水）13時15分～15時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、宇野課長補佐、伊藤係長、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
山元首席原子力専門検査官
福島第一原子力規制事務所
坂中原子力防災専門官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当8名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る確認事項
 - ✓コンクリートセルに係る確認事項
 - 分析・試験設備の火災防護について
 - ✓燃料デブリ等が溶解した溶液に対する火災防護
 - ✓窒素ガス消火設備による消火
 - ✓負圧維持のため排気を継続したまま消火設備を起動する他施設の例
 - 建屋の火災防護について
 - ✓設計上の配慮として設置する消火設備
 - セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について
 - ✓負圧維持に必要な設備の機能が喪失し、かつ火災が発生した場合の対応
 - ・給気フィルタと排気フィルタの間で放射性物質を閉じ込める。
 - ・フィルタからの放射性物質の放出をさらに低減するため、セル等の直近の給排気ラインに弁を設置し、閉止できる設計とする。
 - ・高性能フィルタが1段である給気側弁は速やかに閉止し、高性能フィルタが2段ある排気側弁については、火災によるセル内圧力の状況に応じて閉止するか開を維持するかを判断する旨、マニュアルに記載することを想定している。
 - ✓負圧維持機能喪失を想定した場合の線量評価の詳細
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - 火災防護について
 - ✓分析廃液受槽に廃液を数ヶ月保管するとのことだが、廃液が蒸発濃縮等で危険物になる可能性の有無について説明すること。

- ✓中和後に固体状の硝酸塩類が析出した場合希釈を行うとのことだが、析出物を別の場所に保管するといった手段も有効ではないか。固体の危険物が析出した場合の対応について改めて検討すること。
- ✓窒素ガス消火設備について、消防法に準拠する部分とそうでない部分を明確にした上で、消火剤の量、噴射ヘッドの圧力、再着火防止のための消火剤濃度維持時間等が消火を成立させるため十分な値であることを説明すること。
- ✓屋内消火栓設備について、消火水槽の容量の算出根拠を説明すること。
- セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について
 - ✓セル等内部の圧力の測定方法、圧力を監視できる場所及び排気側弁の開閉に係る判断の流れについて明示すること。
 - ✓屋内消火栓設備や粉末消火器により消火を行う場合は、セル等の消火扉を開けることにより被ばくが発生する。火災現場で消火活動を行う者に対して放射線防護対策が確実に実施されるようにすること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(第2棟に係る確認事項) 10月29日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(分析・試験設備の火災防護について) 10月29日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(建屋の火災防護について) 10月29日面談資料改訂版
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(セル・グローブボックスの閉じ込めに係る整理について) 11月6日面談資料改訂版